

令和7年第2回臨時会
新冠町議会会議録
第1日（令和7年5月9日）

◎議事日程（第1日）

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | 会議案第4号 | 議席の変更及び補欠選挙により当選した議員の議席の指定について |
| 第 5 | 選任第 1号 | 常任委員会委員の選任について |
| 第 6 | | 議長の常任委員辞任について |
| 第 7 | | 諸般の報告 |
| 第 8 | 選任第 2号 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 第 9 | | 諸般の報告 |
| 第10 | 選挙第 1号 | 日高中部広域連合議会議員の補欠選挙について |
| 第11 | | 町長の所信表明 |
| 第12 | 承認第 1号 | 専決処分について（新冠町税条例の一部を改正する条例について） |
| 第13 | 承認第 2号 | 専決処分について（新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について） |
| 第14 | 承認第 3号 | 専決処分について（令和6年度新冠町一般会計補正予算3／31） |
| 第15 | 承認第 4号 | 専決処分について（令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算3／31） |
| 第16 | 議案第24号 | 財産の取得について（トイレトレーラーの購入） |
| 第17 | 議案第25号 | 財産の取得について（トイレコンテナの購入） |
| 第18 | 議案第26号 | 財産の取得について（災害用プライベートルームの購入） |
| 第19 | 同意第 1号 | 新冠町副町長の選任について |
| 第20 | 同意第 2号 | 新冠町教育委員会教育長の任命について |

◎追加日程

- | | | |
|-----|--------|-----------------------------------|
| 第 1 | 会議案第5号 | 閉会中の継続調査について（総務産業・社会文教・議会広報常任委員会） |
|-----|--------|-----------------------------------|

第 2 会議案第 6 号 閉会中の継続調査について（議会運営委員会）
閉議宣告
閉会宣告

◎出席議員（10名）

2 番 酒 井 益 幸 君	3 番 中 山 千鶴子 君
4 番 野 中 一 生 君	5 番 但 野 裕 之 君
6 番 秋 山 三津男 君	7 番 武 藤 勝 罔 君
8 番 海馬澤 真紀子 君	9 番 長 浜 謙太郎 君
10 番 武 田 修 一 君	11 番 氏 家 良 美 君

◎欠席議員（1名）

1 番 竹 中 進 一 君

◎出席説明員

町 長	山 本 政 嗣 君
総 務 課 長	佐 藤 正 秀 君
企 画 課 長	佐 渡 健 能 君
町 民 生 活 課 長	谷 藤 聡 君
保 健 福 祉 課 長	島 田 和 義 君
産 業 課 長	鷹 薮 寧 君
建 設 水 道 課 長	関 口 英 一 君
建 設 水 道 課 参 事	寺 西 訓 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 宅 範 正 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	今 村 力 君
診 療 所 事 務 長	杉 山 結 城 君
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	竹 内 修 君
町 有 牧 野 所 長	湊 昌 行 君
管 理 課 長	新 宮 信 幸 君
社 会 教 育 課 長	工 藤 匡 君
代 表 監 査 委 員	妹 尾 巨 知 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長

議会事務局庶務係長

田 村 一 晃 君

榊 拓 己 君

(午前10時01分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和7年第2回新冠町議会臨時会を開会いたします。なお、本日竹中議員は一身上の都合により、欠席との報告を受けております。

開会に当たりまして、議長として一言御挨拶を申し上げます。まずもって、山本町長におかれましては、このたびの町長選挙において見事御当選の栄に浴されましたこと、誠におめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。現在の社会情勢は、人口減少や少子高齢化をはじめ、生活環境や住民ニーズの多様化、地域間格差の拡大など、目まぐるしく変化しております。本町においても、こうした大きな時代の流れの中で、地域経済の活性化はもとより、保健、福祉、医療、教育、町づくりなど、多岐にわたる課題に直面しております。中でも、日高德洲会病院の本町への移転計画は、将来の医療提供体制に大きく関わる重要な転機であり、住民の健康と安心を守る上でも、極めて注目すべき動きであります。また、町内の学校を初めとする公共施設の老朽化も深刻な課題であり、子供たちの学びの場や地域活動の基盤をいかに維持、再生していくかが問われております。こうした中で、輝く新冠町の未来を切り開いていくには、山本町長の強いリーダーシップのもと、町職員の皆様と一丸となった組織力の発揮が大いに期待されるところであります。改めまして、思いやりと笑顔あふれるレ・コードなまちにいかっふ、そして町長が掲げられた「あしたにつなごうふるさとの未来」の実現に向けて、身を挺して御尽力下さることを心よりご期待申し上げます。

また、議会議員補欠選挙において御当選されました。野中一生議員、海馬澤真紀子議員に対しましても、心よりお祝い申し上げます。常に住民の立場に立ち、複雑かつ多様化する現代社会において、町民の幸せと新冠町の発展のため、議員としてのご職責を立派に全うされますよう心から願うものであります。

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、9番、長浜謙太郎議員。10番、武田修一議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（氏家良美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議席の変更及び補欠選挙により当選した議員の議席の指定について

○議長（氏家良美君） 日程第4、会議案第4号、議席の変更及び補欠選挙により当選した議員の議席の指定についてを議題といたします。

議席は、新冠町議会会議規則第4条第3項の規定により、議席を変更及び先の補欠選挙により当選された職員の議席の指定については、議長より指定いたします。

議席番号と氏名は事務局長に朗読させます。田村事務局長。

○議会事務局長（田村一晃君） それでは議席番号と氏名を申し上げます。1番 酒井益幸議員。2番 海馬澤真紀子議員。3番 長浜謙太郎議員。4番 中山千鶴子議員。5番 野中一生議員。6番 竹中進一議員。7番 秋山三津男議員。8番 但野裕之議員。9番 武藤勝罔議員。10番 武田修一議員。11番 氏家良美議員。以上です。

○議長（氏家良美君） ただいまの朗読のとおり議席を指定いたします。議席が決まりましたので、それぞれの指定の議席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時09分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第5 選任第1号

○議長（氏家良美君） 日程第5、選任第1号、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、新冠町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。総務産業常任委員会委員に酒井益幸議員、海馬澤真紀子議員、長浜謙太郎議員、中山千鶴子議員、野中一生議員、竹中進一議員、秋山三津男議員、但野裕之議員、武藤勝罔議員、武田修一議員。社会文教常任委員会委員に、酒井益幸議員、海馬澤真紀子議員、長浜謙太郎議員、中山千鶴子議員、野中一生議員、竹中進一議員、秋山三津男議員、但野裕之議員、武藤勝罔議員、武田修一議員。議会広報常任委員会委員に、酒井益幸議員、海馬澤真紀子議員、長浜謙太郎議員、中山千鶴子議員、野中一生議員。私、氏家。以上のとおり指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいまの常任委員会委員の選任においては、私は議会広報常任委員会委員に選任されましたが、委員を辞任したいので、辞任の件を審議する間、会議の進行を武田副議長に代わっていただきたいと思います。武田副議長よろしくお願いいたします。

(氏家良美議長退席)

◎日程第6 議長の常任委員辞任について

○副議長（武田修一君） 日程第6、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

ただいま、議会広報常任委員会委員に選任されました氏家議長から、辞任したい旨の申出がありました。議長は職責によりどの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権等、議長固有の権限を有することを考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当でないと考えられます。また、行政実例においても議長の辞任を認めることから、議会広報常任委員会の委員を辞任したいとするものです。

お諮りします。申出のとおり辞任について許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（武田修一君） 異議なしと認めます。

よって、議長の議会広報常任委員会委員の辞任について、許可することに決定いたします。

○議長（氏家良美君） 暫時休憩いたします。

なお、休憩中に各常任委員会の初委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前１０時１３分

再開 午前１０時４１分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第７ 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第７、諸般の報告を行います。

休憩中の各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。総務産業常任委員会委員長に但野裕之議員、副委員長に野中一生議員。社会文教常任委員会委員長に秋山三津男議員、副委員長に中山千鶴子議員。議会広報常任委員会委員長に酒井益幸議員、副委員長に海馬澤真紀子議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第８ 選任第２号

○議長（氏家良美君） 日程第８、選任第２号、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、新冠町議会委員会条例第７条第１項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって議長より指名いたします。議会運営委員に、武田修一議員、但野裕之議員、秋山三津男議員、酒井益幸議員、武藤勝罔議員、長浜謙太郎議員。以上のとおり指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

なお、休憩中に議会運営委員会の初委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前１０時４３分

再開 午前１０時５５分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 9 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第 9、諸般の報告を行います。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。議会運営委員会委員長に長浜謙太郎議員、副委員長に武藤勝圀議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 10 日高中部広域連合議会議員の補欠選挙について

○議長（氏家良美君） 日程第 10、日高中部広域連合議会議員の補欠選挙についてを行います。

日高中部広域連合議会議員が 1 名の欠員となっておりますので、日高中部広域連合規約第 8 条第 4 項の規定により補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

日高中部広域連合議会議員に海馬澤真紀子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました海馬澤議員を当選にすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました海馬澤真紀子議員が当選されました。

ただいま当選されました海馬澤議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選を告知いたします。

◎日程第 11 町長の所信表明

○議長（氏家良美君） 日程第 11、町長の所信表明を行います。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 本年第 2 回新冠町議会臨時会の開催に当たりまして、町長就任の御挨拶と、町政運営に対する所信の一端を述べさせていただきます。

私は 4 月 20 日に執行されました新冠町長選挙におきまして、当選の栄に浴し、5 月 1 日付けをもちまして、町長に就任をさせていただきました。

激戦の選挙戦ではございましたが、町民の皆様方からの御支持を頂きこの場に立たせて

いただいておりますのは、とりもなおさず、関係各位の御支援の賜物と存じ、深く感謝をし、また意を新たにしているところでもございます。私は、「次世代あしたにつなごうふるさと新冠の未来」これをスローガンに、選挙活動を展開をしてきたわけですが、このことは、先人の方々や、諸先輩方々が築いてこられたこの「新冠」を、次の世代にしっかりと引き継いでいくことは、私たちの世代に課せられた責任である、この強い思いからきたものでございます。

行政環境は、変化が激しく、そして厳しい時代に直面をしておりますけれども、今こそ、次世代に誇れる強固な行政基盤を確立していく必要性を強く感じているところでございます。

また、持続可能性を意識した行政運営のためには、一定の人口規模あるいは安定した財政運営が必要となりますけれども、それを支える一次産業を中心とした産業構造の安定化も、重要な課題と捉えているところでもございます。

そのような中、町民憲章にもございますように、町民の皆さんが、自らの営みやふるさとに誇りを持ち、信頼関係を高め、共生をする、文化の香り高いこの新冠町を次世代にしっかりと引き継いでいく。この思いを実現するため、これまで培ってきた経験を生かし、山積する行政課題の解決にあたりましては、町民生活に直結する課題を優先し、全力で取り組んでいく覚悟であることを申し上げ、具体的な所信を申し述べさせていただきます。

まず1点目は、生きがいと健康を感じる町づくりについてであります。まず医療に関し、本年1月、日高德洲会病院の移転先が新冠町に決定をされたところでございますが、将来の地域医療の持続可能性を展望するとき、全国展開をする医療法人が、この新冠町に移転をしてくれることは、明るい兆しと言えます。

このことは、地域医療の確保が厳しさを増す中におきまして、行政と議会の一致した誘致方針に基づき実現を見たものとなりますけれども、一方で誘致に向けては、課題も多くございます。近隣住民の皆さんとの調整、国保診療所閉鎖方針に伴う入院・外来患者の対応に加えまして、職員の処遇の問題や通院手段の確保など、方針化しなければいけない課題も多くございます。

今後、日高德洲会病院との協議を進める過程におきまして、法人側の建設計画あるいは運営方針を早期に把握をした上で、当町からの要望も的確に伝え、調整を図ってまいりたいと考えてございますが、協議内容につきましては、適宜情報公開に努めるなどして、丁寧な説明と対応に心がけてまいりたいと考えてございます。

また、これに関連いたしまして、診療所に併設をしております恵寿荘の給食あるいは診療環境などの運営にも影響が及びますことから、施設の老朽化対策を含め、早急に対応方針の策定を進めますとともに、高齢者の在宅環境の整備も含め、地域包括ケア体制の確立にも意を用いてまいりたいと考えております。

2点目は、子育てしやすく楽しく学べる町づくりについてであります。

はじめに、子育て支援に関する事業に関して申し上げます。

まず、保育料に関してでございますが、国の無償化政策によりまして、3歳以上のお子様に関わる保育料の無償化は進んでおりますけれども、未満児については、保育料を徴収させている現状がございます。

近年、出産後、短期間で仕事復帰を望む方が多く見られますことから、女性の社会進出を促進し、そして働くお母さんを支援する観点から、町単独事業として、未満児保育料の無償化に取り組みたいと考えているところであります。

また、子ども医療費の無償化につきましては、18歳まで対象年齢を拡大するとともに、子育て期間において、高校進学以降の家計負担が大きいことに鑑みまして、義務教育修了祝い金の創設による支援も検討してまいります。このほか、不妊治療を受けている方や無通分娩を望まれる方への助成制度を拡大または新設するなど、子供を授かりたいと願う御夫婦に対しては、全面的にそれを支援する、この施策についても実現をさせてまいりたいと考えているところであります。

次に、教育に関してでございますが、義務教育課程におけるソフト面、ハード面双方の整備は優先的に考えなければならない課題と捉えております。少子化の中での特徴化を最大限意識した中で、義務教育学校をも視野とした中で、教育委員会としっかり連携した協議を進め、早期の方針化を目指す考えであります。

さらに、馬産地としての特徴を教育活動にも取り入れていく目的で、乗馬体験、あるいは中学校部活動の地域移行に伴い、馬術部の創設についても実現に向け取り組んでいく考えでございます。

3点目は、産業が元気な町づくりについてであります。

新冠町は、農業を中心とした一次産業主体の町であり、この産業構造は将来に向けても変わることのないものであるというふうに考えるところでありますが、今後は、それぞれの産業団体との協議の場を多く持ち、各団体が抱える課題、問題を共有しながら、行政との役割分担を明確化した上で、振興策を講じていく必要があると感じているところであります。

まず、農業に関しまして、当町の基幹作物として成長をしております黒毛和牛、ピーマンにつきましては、さらなる産地化の確立を目指すとともに、生産性の向上と経営安定に向けた支援策を継続をしてまいります。

軽種馬に関しましては、近年、市場取引が好調に推移をいたしまして、経営安定が図られているところでありますが、過去の歴史におきましては、生産者にとって非常に厳しい時代も経験しておりますことから、引き続き関係者と連携した販売対策事業、あるいは強い馬づくり事業に意を用いてまいりたいと考えてございます。

酪農についてでございますが、近年、生産農家の減少傾向が見受けられますことから、地域おこし協力隊制度を活用した新規就農研修生の確保などを通じまして、対策を強化してまいりたいと考えてございます。

稲作に関しましては、現在米価格の高騰が社会的な問題となっているところでござい

すが、生産者の皆さんにあっては日々、食味を追求した生産活動を展開しているわけでございます。引き続き、新冠産米の消費拡大に向けた取組を町として支援をまいります。

次に漁業についてであります。地球温暖化の影響、あるいは赤潮被害の影響によりまして、漁業環境は著しく変化をしており、これが漁獲高にも影響が及んでいる状況でございます。環境変化に応じた漁業の在り方に関しては、つくり育てる漁業の可能性を含め、漁業協同組合と更なる連携を図り、対策を強化してまいります。

林業に関してであります。地球温暖化を抑制する環境に優しい木材生産、これが近年伸び悩みの傾向にございます。問題となっております、人材育成を含む諸課題の課題解決に向けまして、支援を継続してまいりたいと考えてございます。

商工業に関してであります。商圈人口の減少に伴いまして、経営環境は厳しさを増しているほか、人材確保も大きな課題となっておりますので、産学官が連携した人材養成、あるいは仕事の魅力発信に努めてまいるとともに、起業を目指す方への支援制度を創設するなどして、地域経済活動の活性化を図ってまいります。

観光についてです。本年度におきまして、新冠インターチェンジが開通いたしまして、交流人口あるいは関係人口の増加が見込まれ、町内の観光施設にとりましては、誘客事業の展開にも可能性が広がるため、観光協会を中心といたしました関係者の皆さんとの連携を深めながら、支援を強化する必要性を感じております。同じく、道の駅周辺の開発にも期待が寄せられるところでございますが、新冠インターチェンジ開通後の人流状況を見極めながら、J R敷地あるいは第二駐車場を含めた整備基本方針を取りまとめている考えで、過程の中には、民間活力を導入した整備運営も視野に入れてまいりたいと考えております。

4点目は、安心安全を感じる町づくりについてであります。

今の時代、何といたっても、災害に対する備えは重要となります。いつ、どんな災害に見舞われるか分からない。そういう時代に直面をいたしまして、対策の強化は必須であります。したがって、町民の皆さんの予測や訓練、準備といった基本行動をまず定着させていく取組を重点化させてまいりたいと考えます。

とりわけ、現在、総事業費5億円をかけまして取り進めております。節婦町地区の津波避難タワーにつきましては、有事の際、最大300人の方々の避難が可能な施設でございます。この施設を広く町民の皆さんにも御覧頂くとともに、防災教室を開催するなどして、防災意識の向上にも役立ててまいりたいと考えております。

また、近年、救急車の出動件数が増加傾向にございます。日高德洲会病院の誘致も見据え、町民の皆さんの安心を確保するために、消防新冠支所の職員体制を強化してまいります。

さらに、安心な町づくりの基本は何といたっても財政力の確保と言えます。現在町では財政の安定を目指し、行財政改革を推進しているところでございますが、自主財源の確保は、財政力を高める方策の一つであります。税収の確保のため、人口減少の抑制、あるいは住

宅建設の促進などに加え、産業を中心とした経済活動の活発化への取組は継続した取組を展開する考えでございます。

また、経常的な財源として、若干の不安要素はございますが、各種ふるさと納税も、特定事業への財源としては有効な財源となりますことから、各事業者の皆さんとともに取り組みを強化してまいりたい考えでございます。

5点目は、住んでよかったと思える町づくりについてであります。

自らの町を誇りに思い、真に住んでよかったと思える町にしていくこと。このことが町づくりの基本だと捉えております。国全体が抱える人口減少、少子高齢化というこの現実を直視し、受け入れる覚悟を持った中で、それらを鈍化させる方策を講じながらも、町民生活に直結する課題解決を重視した事業を展開してまいりたい考えであります。

まず、本年3月、当町は、ゼロカーボンシティ宣言を行いました。これに対応する新たな事業といたしまして、一般家庭の再生エネルギー、太陽光発電の設備導入に対する助成制度を新たに創設したいと考えております。

また、昨年取得をさせていただきました役場裏手の町有地、約4万平米に関しましては、町づくりを進める上で、様々な可能性を秘めた町有地と認識をしております。公共施設の建て替え、あるいは宅地分譲、定住移住促進策としての賃貸住宅、マンション建設の計画も想定して取得した土地でございますので、早期に他の町有地を含めた利活用計画を策定していく所存でございますが、町民の皆さんの御意見、発想もお伺いしながら、最善の活用を図ってまいりたい考えであります。

さらに、公共交通手段の減少によりまして、生活に不便を感じておられる方々への対応といたしまして、誰もが利用しやすく、持続性のある地域交通体系を追求してまいりたいほか、各地域で課題となっております買物環境に関しましては、現状の買物支援事業を中心といたしまして、民間の移動販売、あるいは宅配事業の活用を積極的に推進してまいりたいと考えます。

最後に、まちの活力や活気を感じるものの一つに、若い世代の活動が挙げられると考えます。青年活動が盛んな町は、将来への期待や希望を感じさせてくれますし、また、町づくりを進める上で、大きな力となることは言うまでもございません。新冠町は、ふるさと祭りや夏冬の子供向け事業、道の駅のにぎわいの創出などに見られるように、青年の工夫と頑張りがまちの活気を牽引してくれていると感じておりますし、その活動に、敬意とそして誇りも感じているところでございます。

将来に向け、歴史や文化を継承し町を持続させていくために、大きな力となるであろうこの青年活動に対しましては、町としてできる限りの支援を継続し、ともに町づくりを推進してまいりたいと考えているところであります。

以上、私の町づくりに対する思いの一端を申し述べさせていただきましたが、これらを実現してまいりたいためには、言うまでもなく、財政の健全化が必要となります。行財政の改革、改善を進めながら、新たな町づくりを具現化させていかなければならないと、強く感

じているところでございます。その上で考えますのは、町民の皆さんがそれぞれの立場でどのような幸せ、あるいは幸福感を求めているのか。そしてその幸せ感を実感していただくために、行政は何をし、何が必要なのか、このことを町民の皆さんとともに考えて、そしてそれを練り上げていくことこそが、町づくりの基本であると。このことを念頭に、行政運営を担当させていただき考えさせていただきます。いずれにいたしましても、私は町民の皆さんから頂いた負託にこたえるべく、私たちの住むこの新冠町が将来に向かって力強くその歩みを進められるよう、粉骨砕身の覚悟で取り組む所存でございます。

町民の皆様、議会議員の皆様、そして関係団体、関係機関の皆様方には、御支援と御協力を引き続きお願いを申し上げ、町長就任に当たっての所信表明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 町長の所信表明が終わりました。

◎日程第 12 承認第 1 号

○議長（氏家良美君） 日程第 12、承認第 1 号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 承認第 1 号専決処分について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書、新冠町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 7 年 3 月 31 日付けをもって専決処分したものです。改正及び専決理由並びに改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただき、御手元に配付しております承認第 1 号資料により説明させていただきますので、そちらを御覧願います。

はじめに改正理由及び専決理由であります。物価上昇、局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子などに係る新たな控除の創設を行うとともに、老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金の拠出限度額等を引き上げる。また、成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し、地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充する。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向けの免税制度の見直し等を行う。これらにより、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応するために、所要の措置を講じた令和 7 年度税制改正の大綱に沿って、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、原則令和 7 年 4 月 1 日から施行されました。

これに伴い、令和 7 年 4 月 1 日施行の部分について、新冠町税条例の一部改正が必要と

なりましたが、議会を開催する暇がなかったことから、専決処分を行ったものです。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

一つ目は、固定資産税関係であります。１点あり、大規模の修繕等が行われたマンションの区分所有に係る家屋に対する固定資産税の減免を受けようとする者がする申告について、申告がなくてもマンションの管理者から施行規則に掲げる書類の提出があり、かつ、当該マンションが減額の要件に該当すると認められるときは、減額することができる規定を新設するものです。

二つ目は、軽自動車税関係であります。１点目は、軽自動車税種別割の税率の区分の見直しでございます。新たに区分された１２５ｃｃ以下でかつ、最高出力が４キロワット以下、新基準原付と言いますが、この２輪の税率を追加するものでございます。新基準原付は、現行の５０ｃｃ以下の原付と同程度の性能であることから、税率は５０ｃｃ以下と同額の年２千円とし、標識についても同様に地色を白とします。２ページに移ります。２点目は、先ほどの税率区分の見直しに伴う減免申請の規定を整備したものでございます。

三つ目は、法律改正に伴う条文の整備でございます。１点目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ズレの反映を行っております。２点目は、道路交通法の改正に伴う整備でございます。マイナ保険証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等を整備したものでございます。３点目は、地方税法の改正に伴う工程の反映を行ったものでございます。

附則です。第１条、施行期日です。この条例は令和７年４月１日から施行します。第２条固定資産税に関する経過措置です。改正後の新冠町税条例、新条例と言います、の規定中、固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。第３条、軽自動車税に関する経過措置です。新条例８２条、第１号の部分に限りますの規定は令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるものです。

以上が承認第１号、新冠町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る提案理由でございます。御審議賜り、報告のとおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第１号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって承認第１号は報告のとおり承認されました。

◎日程第 13 承認第 2 号

○議長（氏家良美君） 日程第 13、承認第 2 号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 承認第 2 号専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次ページをお開きください。専決処分書でございます。新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 31 日をもって専決処分を行ったものでございます。

1 ページをお開きください。新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。新冠町国民健康保険税条例の一部を次のように改正したものでございます。

はじめに条例改正の趣旨について御説明いたします。

このたびの条例改正につきましては、令和 6 年 12 月 27 日に閣議決定されました、令和 7 年度税制改正大綱により、国保税における税負担の適正化を図るため、国保税の基礎課税額、及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額をそれぞれ引き上げるとともに、国保税の軽減対象となる所得算定において、被保険者等の数に乗すべき金額が見直され、軽減対象世帯の拡大が図られております。本件に係る地方税法施行令の一部を改正する政令が、本年 3 月 31 日付で公布され、本年 4 月 1 日からの施行となりましたことから、議会を招集する暇がございましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、本条例の改正を専決処分としたものでございます。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により御説明いたしますので、2 ページをお開きください。第 2 条第 2 項ただし書き中 65 万円を 66 万円に改めるのは、基礎課税額の限度額の引上げ、同条第 3 項ただし書き中 24 万円を 26 万円に改めるのは、後期高齢者支援金等課税額の限度額の引上げでございます。第 23 条第 1 項中 65 万円を 66 万円に改めるのは、基礎課税額の限度額の引上げ、24 万円を 26 万円に改めるのは、後期高齢者支援金等課税額の限度額の引上げでございます。同項第 2 号は、3 ページにまたがりますので、3 ページをお開きください。同項第 2 号中 29 万 5 千円を 30 万 5 千円に改めるのは、5 割軽減対象世帯に係る軽減判定所得の基準額の引上げ、同項第 3 号中 54 万 5 千円を 56 万円に改めるのは、2 割軽減対象世帯に係る軽減判定所得の基準額の引上げでございます。

1 ページにお戻りください。附則としまして、第 1 条この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。第 2 条この条例による改正後の新冠町国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上が承認第 2 号の提案理由でございます。御審議を賜り、報告のとおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第２号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 挙手多数であります。

よって承認第２号は報告のとおり承認されました。

◎日程第１４ 承認第３号

○議長（氏家良美君） 日程第１４、承認第３号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第３号専決処分について、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定にこれを報告し承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和６年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、別紙のとおり令和７年３月３１日付けをもって専決処分したものです。

このたびの専決処分は本年３月の第１回定例会において議決頂きました令和６年度の補正予算以降に額が確定となった歳入、及び必要となった歳出について予算措置したもので、議会を開く暇がなかったことから専決処分したものです。

予算書の１ページをお開き願います。令和６年度新冠町一般会計補正予算、このたびは２回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正、第１条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４６５０万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６３億９３８２万４千円にしたものです。

はじめに、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、１０ページから１１ページをお開き願います。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額はありますが、ふるさと納税の実績額が予算額を１７０３万円上回ったため、７節報償費の返礼品購入費を１７０万円増額し、１１節役務費の収納代理業者決済手数料等の執行残１７０万円を減額するものです。９目財政調整基金費２５２１万３千円の追加は、積立金利子確定分６６万９千円及び歳入歳出差引き余剰金２４５４万４千円の増額です。１０目減債基金費４万１千円の追加は、積立金利子の確定に伴う増額です。１１目ふるさとづくり基金費１９５万８千１千円の追加は、ふるさと納税分１７０３万円。その他寄附寄附分６９万円。積立金利子確定分２６万９千円。町有牛壳払い収入９７万９千円、町有牛優良受精卵壳払い収入

61万3千円をそれぞれ増額するものです。14目企業版ふるさと納税基金費200万円の追加は、法人1社からの寄附金です。12ページに移ります。2項町税費、1目税務総務費、補正額はありませんが、国保会計から歳入となる国民健康保険税収納率向上対策事業費用負担金33万4千円を財源充当し、一般財源を減額するものです。14ページから15ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、33万3千円の減は、27節繰出金で、国保会計において説明いたします。16ページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費補正額はありませんが、国保会計から歳入となる国民健康保険被保険者分担金42万円を財源とし、一般財源を減額するものです。次に歳入の説明をいたしますので、6ページから7ページをお開き願います。2款地方譲与税2項1目ともに自動車重量譲与税343万4千円の減。続いて、4款1項1目ともに、配当割交付金148万7千円の追加。続いて、5款1項1目ともに株式等譲渡所得割交付金251万1千円の追加。続いて、6款1項1目ともに法人事業税交付金101万4千円の追加。続いて、7款1項1目ともに地方消費税交付金882万円の追加。続いて、8款1項1目ともに環境性能割交付金108万7千円の追加。続いて、10款1項1目ともに地方交付税2791万6千円追加。以上は、いずれも額の確定によるものです。16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金97万9千円の追加は、各基金積立金利子の確定によるもの。8ページから9ページに移ります。2項財産売払い収入1目物品売払い売払い収入159万2千円の追加。9ページ、説明欄1の町有牛売払い収入97万9千円の増額は、1頭当たりの枝肉重量が当初見込みより増加したことによるもの。2の町有牛優良受精卵売払い収入61万3千円の増額は、当初見込みより24戸増加したことによるもの。17款1項ともに寄附金2目指定寄附金1972万円の追加。9ページ説明欄1のふるさとづくり事業指定寄附金、企業版ふるさと納税分200万円の増額は、法人1社からの寄附金、2のふるさと納税分1703万円の増額は実績に基づくもので、令和6年度は総体で3億8703万円となり、過去最高であった令和5年度を6188万円上回る実績となりました。3のふるさと納税対象外分69万円の増額は、個人6名、法人1社からの寄附金です。18款繰入金、1項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金1424万1千円の減は、余剰金を繰り戻すものです。20款諸収入、4項雑入、4目宝くじ交付金収入170万3千円の減は、交付金額の確定によるものです。5目雑入75万4千円の追加は、歳出に係る国保会計からの負担金及び分担金の増額です。

以上が承認第3号、令和6年度新冠町一般会計補正予算に係る専決処分の提案理由です。御審議を賜り、報告のとおり、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第3号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括といたします。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって承認第3号は報告のとおり承認されました。

◎日程第15 承認第4号

○議長（氏家良美君） 日程第15、承認第4号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 承認第4号専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次ページをお開きください。専決処分書でございます。令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和7年3月31日付けをもって専決処分したものです。

このたびの専決処分は本年3月の第1回定例会において議決頂きました令和6年度の補正予算以降に、額が確定または確定見込みとなった歳入及び歳出予算について予算措置をしたもので、議会を開く暇がなかったことから、専決処分したものでございます。

それでは予算書の1ページをお開きください。令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算1回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4025万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億445万7千円としたものです。補正内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、10ページから11ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費33万4千円の追加。18節負担金補助及び交付金33万4千円の増額は、収納率向上対策事業費負担金で、一般会計で負担しております町税徴収費用のうち国保税に関する費用を負担するものです。2目連合会負担金、補正額はありますが、当該経費の充当財源として道支出金に予算計上しております保険給付費等交付金の額が確定し、213万8千円の増額となりましたので、補正額の財源内訳において、特定財源を増額し、一般財源を減額したものです。12ページから13ページに移ります。2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費3148万5千円の減。18節負担金補助及び交付金3148万5千円の減額は、療養給付費に係る保険者負担額で額の確定によるものです。2目療養費97万8千円の減、18節負担金補助及び交付金97万8千円の減額は、療養費に係る保険者負担額で額の確定によるものです。14ページから15ページに移ります。2項1目ともに高額療養費804万6千円の減。18節負担金補助及び交付金804万6千円の減額は、高額療養費に係る保険者負担額で額の確定によるものです。16ページから17ページに移ります。4項出産育児諸費、1目出産育児

一時金５０万円の減。１８節負担金補助及び交付金５０万円の減額は、出産育児一時金で３件分を予算計上していたところ、２件で確定したものです。１８ページから１９ページに移ります。３款国民健康保険事業費納付金、１項医療費給付費分、１目一般被保険者医療費給付費分、補正額はありませんが、当該経費の充当財源として道支出金予算計上しております保険給付費等交付金の額が確定し８９万９千円の増額となりましたので、補正額の財源内訳において、特定財源を増額し一般財源を減額したものです。２０ページから２１ページに移ります。４款２項ともに保健事業費、１目保健衛生普及費４２万円の追加、１８節負担金補助及び交付金４２万円の増額は、国民健康保険被保険者分費用分負担金で、国保被保険者のうち高齢者のインフルエンザ予防接種１６８人分に係る負担分を一般会計に支出するものです。次に、歳入の説明をいたしますので、６ページから７ページをお開き願います。１款１項共に国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税７７３万８千円の追加。１節医療給付費分現年課税分２７１万５千円の増額。２節後期高齢者支援金分現年課税分２０１万７千円の増額、及び３節介護納付金分現年課税分１７万９千円の増額は、それぞれ調定見込額の９８％を収納額として見込みました。４節医療給付費分、滞納繰越分２０５万３千円の増額。５節後期高齢者支援金分滞納繰越分５４万６千円の増額。６節介護納付金分滞納繰越分２２万８千円の増額は、それぞれ額の確定によるものです。３款道支出金、１項道負担金１目保険給付費等交付金３７９万２千円の減。１節保険給付費等普通交付金４１０万９千円の減額は、歳出予算に計上の保険給付費の額の確定によるものです。２節保険給付費等特別交付金３０３万７千円の増額のうち、保険者努力支援分１５８万９千円の減額は、特別調整交付金との配分調整に伴う減額。特別調整交付金２１３万８千円の増額は、保険者努力支援分との配分調整に伴う増額及び、産前産後の保険料免除に係るシステム改修費の追加交付によるもの。都道府県２号分繰入金２４８万８千円の増額は、保健事業費に対する追加交付によるものです。８ページから９ページに移ります。５款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金３３万３千円の減。４節その他一般会計繰入金３３万３千円の減額は、出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金で３件分を予算計上していたところ、２件で確定したものです。２項１目共に基金繰入金９６８万８千円の減。１節基金繰入金９６８万８千円の減額は、歳入歳出予算の差引きで生じた余剰額を国保運営事業基金へ繰り戻すものでございます。

以上が承認第４号、令和６年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算に係る専決処分提案理由でございます。御審議を賜り、報告のとおり承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第４号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括といたします。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○１番（酒井益幸君） １番酒井です。ページ数で言いますと７ページになります。医療、

給付費それから後期高齢者支援金、介護納付金のそれぞれ滞納について額が示されたわけなんですけれども、これ、人数をそれぞれ教えていただきたいんですけれども、お願いします。

○議長（氏家良美君） 今村税務課長。

○税務課長（今村力君） すいません。ただいま資料持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

答弁保留がありますので、昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど酒井議員の質疑に対して、今村税務課長の答弁保留がありましたので、その事項について答弁を求めます。

今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 先ほどの質問で答弁させていただきます。3月31日現在、滞納繰越分に係る滞納者数の数ですが30人おります。参考になりますが、金額は30人分で1027万378円であります。また、うち3人は執行停止中となっておりまして、1人は滞納整理機構のほうに今送ってあるという状態になっております。以上です。

○議長（氏家良美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって承認第4号は報告のとおり承認されました。

◎日程第16 議案第24号、日程第17 議案第25及び日程第18 議案第26号

○議長（氏家良美君） 日程第16、議案第24号、財産の取得について、議案第25号、財産の取得について、議案第26号、財産の取得について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第24号財産の取得について、提案の理由を申し上げま

す。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。1 取得する財産及び数量、(1) 名称、トイレトレーラー、(2) 数量、1 台。2 取得の目的、災害時の避難所におけるトイレ環境の改善のため。3 取得金額1450万6100円。4 契約の相手方、愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番10号、株式会社豊田エンタプライズ代表取締役社長牧野武。以上が議案第24号財産の取得についての提案理由です。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第25号に移ります。議案第25号財産の取得について提案理由を申し上げます。次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。1 取得する財産及び数量、(1) 名称、トイレコンテナ、(2) 数量、1 台。2 取得の目的、災害時の避難所におけるトイレ環境の改善のため。3 取得金額3074万5千円。4 契約の相手方、熊本県熊本市北区下硯川2丁目7番86号、エムエステック株式会社代表取締役社長森山秋彦。以上が議案第25号財産の取得についての提案理由です。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

次に、議案第26号に移ります。議案第26号財産の取得について提案理由を申し上げます。次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。1 取得する財産及び数量、(1) 名称、災害対策用プライバシールーム、(2) 数量、200張。2 取得の目的、災害時の避難所における居住環境の改善のため。3 取得金額1611万5千円。4 契約の相手方、新冠郡新冠町字北星町5番地の23、有限会社防災北海道代表河原秀幸。

補足といたしまして、これらの予算は、3月定例会において、令和6年度補正予算として計上し、繰越明許費の措置をしたものでございます。

以上が議案第26号、財産の取得についての提案です。御審議を賜り、原案のとおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第24号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武田議員。

○10番（武田修一君） 10番武田です。資料も添付されておりまして、見ておりますけれども、24号の財産、トイレトレーラーですけれども、いわゆる体の不自由な方、あるいは高齢者、そしてまた女性にやさしいかどうかというあたりは、関心のあるところだ

と思いますけれども、今言いましたように資料にありますけれども、もう少し具体的に、説明を頂ければなというふうに思いますけれども。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 資料に書いてある通りなんでございますけども、このトイレトレーラーにつきましては、通常の仮設トイレとは違いまして、今、議員がおっしゃいましたとおり、障害者だとか高齢者、女性に配慮しているという視点を持ってつくられたものでございます。またこのトイレトレーラーはですね、複数の種類がなくてですね、これがいわゆる唯一のものだというふうになっております。そういう中で、今回導入を決めたものでございまして、こういったトイレを選ぶときに、そういった視点が十分配慮しなければという部分もですね、いわゆる災害時の起こった自治体の首長さんが、こういったトイレの必要性またこういう配慮というものもですね、随分言われていたので、そういったものの視点をもって今回購入を決めたものです。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 設置場所については、恐らく今後検討、十分検討されるんだろうなというふうに思いますけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

また、これも使用利用頻度によって、維持管理にかかる費用も違ってくると思いますけれども、その点はどうなんでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） こちらにつきましては、いわゆるトレーラーで移動可能なものとなっております。非常に簡単に移動できるというものでございます。現在考えているのは、災害時以外につきましては、いわゆる防災意識啓発ということを視점에置いてですね、イベント会場に展示、そして使用してもらうということを、まず考えてございます。通常は、こちらにつきましては、いわゆる浸水区域外、今現在考えてるのは、朝日の森、こちらは防災の拠点にしておりますので、そちらのほうで保管するというようにしております。通常はそういった形で常時使用させるということじゃなくてイベント中心で利用させていただいて、啓発、使っていただくというふうに、使うということでございます。

それから耐用年数といいますか、こちらでございすけども、今言われたとおり使用の頻度、これによって変わってくるものですけども、机上でメーカーから聞いているのはまず耐用年数というのは法的には6年ということでございます。実際、メンテナンス等を行いますのでそういったことの中で長期使用が可能だということになっております。10年、11年、12年と、これは普通の乗用車もそうですけども、耐用年数6年であっても、メンテナンスと、その使用頻度によっては年数が延びるということでございますので、これはそういう状況で、メンテナンスを行いながら長く使っていくというふうに考えております。またメンテナンスの経費等もかかるものでございまして、年間、こまめにやりますと60万円ほど66万円ほど、清掃だとか点検だとか車検だとかもろもろありますけども、

そういったことの中で費用がかかることになっております。以上です。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。これより、議案第24号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第24号は原案のとおり可決されました。続いて議案第25号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

但野議員。

○8番（但野裕之君） 8番但野です。予算委員会の説明の中で、設置場所を確認したところ、森林公園という答弁がございましたけども、そのあと私は避難階段を上った泊津のほうはどうかなという提案をしましたけども、それについては考えてみるとの答弁でしたけども、その考えはどうなりましたでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） はい、お答えします。森林公園などというふうに答えました。それです、その後どういったところがより使われるかということも、視点に入れながら、やはりサラブレッド銀座からずっと奥に行って、緑丘生活改善センター、そこでですねまずあの間トイレがないんですけども、そこで結構車をとめて用を足してる人がいるというようなことは、聞かされたんですよ。なのでそういう使用頻度だとかそういったことを考えた場合にはそこも一つかなと思ってます。それから、使用頻度をあんまり考えなければ、但野議員さんが言ったその場所も良好かと思えます。それで、課内ではですね、よくその辺の町内的な事情も聞きながら、有効に使ってもらうことが一番いいんじゃないかということと、言いましたとおり水、浸水区域外の場所であるということの中で、最終決定したいと思えます。これにつきましてはそういった地域のちょっと声も聞きながら、最終的に決定してまた議会のほうにも報告したいと思えますので、御理解よろしく願います。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。これより、本案に対す

る討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。これより、議案第25号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。続いて、議案第26号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。これより、議案第26号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。よって議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 同意第2号

○議長（氏家良美君） 日程第19、同意第2号、新冠町副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 同意第2号、新冠町副町長の選任について提案理由を申し上げます。

前副町長が本年1月20日付けで辞任したことによりまして、空席となっております。

副町長に次の方を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定によりまして、議会の同意を求めさせていただくものでございます。

同意を求めようとする方は、新冠町字西泊津13番地の43にお住まいの佐藤正秀氏、昭和41年5月5日生まれの59歳になる方であります。佐藤氏の経歴は別紙に記載のとおりでございますが、佐藤氏は昭和60年4月に、新冠町役場に奉職後、平成26年に企画課長、さらには税務課長、令和3年からは総務課長として、町行政の振興発展に貢献を

されてきた方であり、行政事務に関する識見に富み、かつリーダー性も兼ね備えておりまして、事務筆頭責任者として適任と判断をいたしまして、選任について同意を求めさせていただくものでございます。

以上が同意第2号の提案理由でございます。御審議の上、同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。これより、同意第2号新冠町副町長の選任についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第2号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第20 同意第3号

○議長（氏家良美君） 日程第20、同意第3号、新冠町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 同意第3号、新冠町教育委員会教育長の任命について提案理由を申し上げます。

新冠町教育委員会教育長であられました奥村尚久氏が本年4月30日をもって辞職いたしましたことから、後任に次の方を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めさせていただくものでございます。

同意を求めようとする方は新冠町字北星町5番地の16にお住まいの下川徳久さん、昭和39年4月28日生まれの61歳でございます。経歴は別紙に記載をさせていただいておりますが、下川氏は、平成2年3月に大阪教育大学を御卒業後、平成4年4月から、浦河町立堺町小学校を皮切りにいたしまして、退職までの33年間の長きにわたりまして、日高管内9校で、勤務をされました。当町におきましては、平成27年から10年間にわたりまして、朝日小学校及び新冠小学校の校長として、学校統合にも深く関わっていただき、活躍を頂いたところでございます。教育現場を熟知された方でありまして、教育関係

者からの信望も厚く、今後の新冠町の教育環境の整備、あるいは人づくりに御貢献頂ける方であり、教育長として適任と判断をいたしまして、同意を求めさせていただくものでございます。

以上が同意第3号の提案理由でございます。御審議を頂き、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美） 異議なしと認めます。これより、同意第3号新冠町教育委員会教育長の任命についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第3号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美） 全員挙手であります。よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会の3常任委員会、並びに議会運営委員会の各委員長より、閉会中の継続調査についての会議案2件について追加提出されました。

お諮りいたします。提出された2件の会議案を日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。よって、会議案第5号、第6号を追加日程第1及び第2として議題とすることに決定いたしました。

議案配布のため暫時休憩いたします。

休憩 午後1時22分

再開 午後1時23分

○議長（氏家良美君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第1 会議案第5号及び追加日程第2 会議案第6号

○議長（氏家良美君） 追加日程第1、会議案第5号、追加日程第2、会議案第6号、閉会中の継続調査について以上2件を一括議題といたします。総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会の3常任委員会、及び議会運営委員会の各委員長から

所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、御手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。よって、会議案第5号、会議案第6号は、申出のとおり継続調査することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長（氏家良美君） 以上をもって本臨時会に提案されました議案全ての審議を終了いたしました。

なお、閉会前に副町長に選任されました佐藤氏から、議員の皆さんに御挨拶したい旨の申出がありましたので、これを許します。

佐藤正秀君。

○新副町長（佐藤正秀君） 貴重な時間頂きありがとうございます。このたびは、副町長の選任に同意頂きまして、誠にありがとうございました。

私は昭和60年4月に役場に入りまして、この間、良き上司、同僚、部下に恵まれ、町づくりにおける様々な事業に関わる機会を与えていただきました。新冠町の特徴を生かし、観光施設として、節婦の高台に建設した乗馬クラブ事業、日高管内では非常に困難と言われていた温泉ボーリング事業、人口確保対策として立ち上げた定住移住促進プロジェクト、西泊津町有地を活用して民間活力による宅地開発分譲事業、食肉センター建設誘致による雇用の拡大と従業員の皆さんの定住に向けた東町町有地を活用した民間アパートの建設促進事業などがございます。どの事業一つとっても、簡単に物事が進んだものは、ないように記憶しております。そのときの、町長、議会、事業者や町民の皆さんの思いやつながり、協力関係が力となって、様々な問題や課題を乗り越えて来たものでございます。それらの成果の一端が昨年、報道されましたけども、消滅可能性自治体からの脱却ということがございます。東胆振、日高地方の12の自治体のうち、この消滅可能性自治体から外れているのは4自治体であります。当町は、この最も減少率、いわゆる女性の若年女性の人口の推定減少率というもので判断されますけども、当町は、最もその減少率が低い、苫小牧市の次に減少率が低い町となっております。また、人口全体の減少率を見ると、直近の国勢調査では全道179市町村中39番目に位置する町でございます。私は、こういったデータから見てとれるように、当町は決して他の自治体に引けをとらない町だと、頑張っている町だというふうに思っています。どの時代もですね、この人口減少だとか、財政面、非常に厳しい状況にあったと思います。そういった中であって、町長、職員、議会、町民の皆さんが未来に向けて挑戦し続けてきた、その先に今の新冠町があるということでございます。まさに、山本町長のスローガンであるというふうにも感じております。私は、先人か

ら学んだ挑戦するということを忘れることなく、職員とともに山本町政の推進に当たってまいります。もとより微力でございますので、皆様方の御指導、御鞭撻、御理解、御協力を賜りまして、今後とも頑張っております。何とぞよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（氏家良美君） 次に、教育長に任命されました下川氏からも御挨拶したい旨の申出がございますので、これを許します。

下川徳久君。

○新教育長（下川徳久君） 貴重なお時間を頂戴いたしました。感謝申し上げます。一言御挨拶申し上げます。

このたびは、議員の皆様のお高配を賜り、教育長任命の同意を賜りましたこと、心より深く感謝申し上げます。

私は、朝日小学校で3年間、新冠小学校で2年間、計5年にわたり、校長として皆様のお世話になってまいりました。これからは、教育行政の長として、行政に携わっていくわけですが、その職責の重さを痛切に感じながら今この場に立たせていただいております。現在は、急激な人口減少、世の中のグローバル化、そして、デジタル技術の発展等により、将来の予測が非常に困難な時代と言われております。このように、予測困難な時代であるからこそ、新冠の宝である子供たちのために、新冠町教育大綱が掲げる教育理念、生きる力を育み、ふるさと愛を深める新冠の教育を推進していくことが、私の使命と考えているところです。山本教育長、奥村教育長から学ばせていただいたことをもとに、子供たち一人一人が、知育、徳育、体育とバランスのとれた生きる力を育んでいけるよう取り組んでまいります。また、生涯学習、豊かな文化活動の推進を図りながら、学校、家庭、地域が、一体となった新冠の教育行政を進めていく所存でございます。どうぞ議員の皆様方、これまで以上の御指導を賜りますことをお願い申し上げ、教育長就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎閉会宣告

○議長（氏家良美君） これをもって令和7年第2回新冠町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午後1時34分 閉会）